

# 令和5年度 豊中市指定障害福祉サービス 事業者等集団指導 【施設系】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係

1. 根拠法令等
2. 行政処分の事例紹介
3. 留意事項
4. 実地指導における主な指導項目

# 1. 根拠法令等

## 根拠法令等（障害福祉サービスにかかる主なもの）

※根拠法令だけでなく、関係法令（労働基準法等）も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
政令	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）
省令	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚労省令第19号）</li><li>・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚労省令第172号）</li></ul> <p><u>※豊中市では条例設置「豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第61号）</u></p>
告示	<ul style="list-style-type: none"><li>・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月29日厚労省告示第523号）</li></ul>
通知	<ul style="list-style-type: none"><li>・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成19年1月26日障発第0126001号）</li><li>・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）</li></ul>

## 関係通知等（施設系にかかる主なもの）

### 名称

- ・食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針  
(平成18年9月29日厚労省告示第545号)
- ・障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて  
(平成18年12月6日障発第1206002号)

## 2. 行政処分の事例紹介

## 施設系の行政処分事例

指定障害者支援施設の指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止）3か月

処分日	所在地 自治体	サービス 種別等	行政処分の理由
令和4年 9月26日 (指定の 一部効力 停止)	寝屋川 市	障害者支援施設 (施設入所支援、 生活介護)	<p>障がい者に対する人格尊重義務違反 (障害者総合支援法第50条第1項第2号) (【人格尊重義務】同法第42条第3項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>当該施設職員が入所者1名に対して、令和4年4月15日、スクワットやジャンプを強制的に行わせていたこと。</li><li>同様のことを過去（日時不明）からも継続的に行っていたこと</li></ul>

### 3. 留意事項

# 契約内容を一時変更する場合の注意事項

## ○契約内容の報告について

- ・契約内容報告書
- ・契約内容臨時調整報告書\*

様式は2種類あります。

## ○臨時調整報告書

例) 総支給量15日の利用者がA事業所10日、B事業所5日で契約している場合、

ある月だけ、A事業所5日、B事業所10日で利用希望があれば、契約を巻き直すまではせずに、臨時調整報告書を障害福祉課事業所係あて提出いただければ調整できるものです。

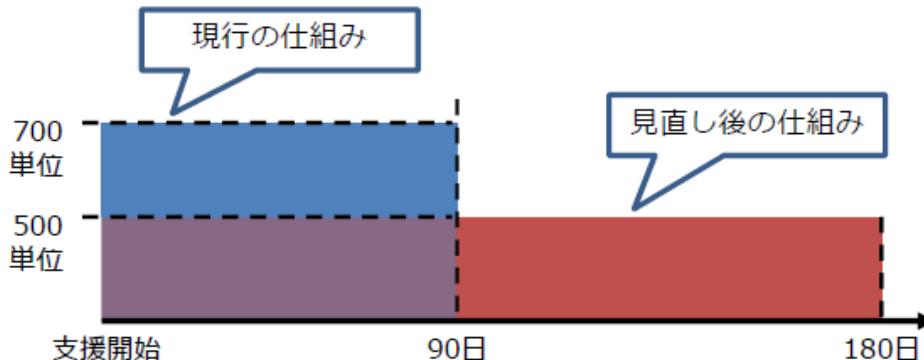
実質的には総支給量の範囲内であれば請求業務自体に支障はありませんが、請求が通っていても、**臨時調整報告書の提出は必須**です。

契約支給量臨時調整報告書			
年 月 日			
豊中市長様			
事業所番号 _____			
事業者及び その事業所 の名称 _____			
電話番号 ( ) —			
代 表 者 _____			
○下記のとおり契約支給量を臨時調整しましたので報告します。 記			
報告対象者			
障害福祉サービス 受給者証番号	：	：	：
支給決定障害者 (保護者)氏名		受給者氏名に係る 児童氏名	
契約している支給量の内容			
受給者証の事業者 記入欄番号	サービス内容	契約支給量	契約日 (又は契約支給量を決定した日)
			年 月 日
支給量調整の内容			
対象年月	調整後の支給量	理由	
年 月 分			
★調整先の事業者契約内容			
事業者番号	名称		
：			
契約支給量	調整後の支給量		

# 重度障害者支援加算の見直し（生活介護・施設入所支援）

## 1. 共通事項

- 強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
  - ・算定期間：（現行） 90日 →（改正後） 180日
  - ・単位数：（現行） 700単位 →（改正後） 500単位



## 2. 生活介護（強度行動障害関係）

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。
  - ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 7単位／日
  - ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 180単位／日

## 3. 生活介護（重症心身障害者関係）

- 重症心身障害者の受入を評価するため
    - ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）※直接処遇職員を1.7:1以上配置
    - ・ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）※常勤換算で看護職員を3人以上配置
- を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。



## 留意点

### 留意事項

#### ◎施設入所支援における重度障害者支援加算（II）の算定に必要な支援計画シート等の作成について

→支援計画シート等の作成について、正しく作成されていないケースが散見されます。作成にあたり必要な要件の確認をしてください。

※当該加算の算定には、支援計画シート等の作成以外にも、人員配置要件等も満たす必要がありますので、加算の算定にあたっては必ず算定要件をご確認ください。

#### 支援計画シート等とは下記の二つの様式を指します

- ・ 支援計画シート
- ・ 支援手順書兼記録用紙

⇒次ページ以降に国の通知にある参考様式を掲載しています

支援計画シート(例) 氏名(高崎のぞむ) 支援計画者(○○○○)			
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)	プランニング (支援計画)	
情報 (見たこと、聞いたこと、資料など から)	理解・解説・仮脱 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やろうと思うこと)
<p>・26歳男性 自閉症 重度知的障害</p> <p>・身長 172センチ 体重 105キロ</p> <p>・高等部卒業後 8年間で 45キロ 体重増加</p> <p>・高血圧 (100~160)</p> <p>・14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている</p> <p>・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している</p> <p>・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌</p> <p>・外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし</p> <p>・DVD カセットのセット作業や洗濯ばさみの接着作業など、単純な工程の仕事が可能</p> <p>・書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい</p> <p>・個別化された作業環境だと、一度に20分から日によっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能</p> <p>・休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっている場合が多い</p> <p>・静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻繁に静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる</p> <p>・写真を使った指示で活動がいくつか理解できている</p> <p>・ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることがあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある</p> <p>・入浴や歯磨き(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多々見られる</p> <p>・2ヶ月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大きがを負う(その後休日のドライブが行けていない)</p>	<p>生物的なこと (疾患や障害、気質など)</p> <p>・中学生から重度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症</p> <p>・生活習慣病の対策が必要</p> <p>・健康・衛生に配慮した詳細な援助は行いづらい</p> <p>・とっさに乳幼児を見突き飛ばすリスクあり</p> <p>・女性や子どもの甲高い声は嫌い</p> <p>・混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続き、場合によっては周囲の人気が怪我をするリスクあり</p> <p>心理的なこと (不安、葛藤、希望、感情など)</p> <p>・一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む</p> <p>・とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取りうるときに静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる)</p> <p>・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある</p> <p>・刺激が少ない場所で、一人でいることを好むが、30分以上続くと混乱することがある</p> <p>・笑顔や人とのかかわりを求める行動がかならずにも快適な状況の表現とは限らない</p> <p>・歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない</p> <p>社会的なこと (家庭、施設、学校、地域資源など)</p> <p>・両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活を続けることの困難さを感じている</p> <p>・家庭以外での外泊経験は15年以上経っていない</p> <p>・2年を目処に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定)</p>	<p>① ダイエットと生活習慣病予防</p> <p>・昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー</p> <p>・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす)</p> <p>・休憩時間に個別に深呼吸の練習</p> <p>② 支援付きの外出手段の確保</p> <p>・相談支援事業と行動援護利用の調整(早急のサービス開始に向けて)</p> <p>・行動援護事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定)</p> <p>③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす</p> <p>・1日に作業1種類、自立課題6種類を準備</p> <p>・1日単位の個別のスケジュールを当面固定</p> <p>・スケジュールの伝達方法を調整</p> <p>・スケジュールの提示場所は静養室</p> <p>・3つ程度の活動を写真・カードで提示</p> <p>・静養室の休憩時間の終わりはタイマー</p> <p>・スケジュール変更時に家庭に連絡</p> <p>・家庭での影響を確認</p> <p>④ 定期的なショートステイの利用</p> <p>・月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整)</p> <p>・曜日の固定</p> <p>・他の利用者との調整</p> <p>・宿泊時に必要なものを確認</p> <p>・夜間・早朝のスケジュール確認</p> <p>・最初の実施日</p>	<p>・星食に満腹感を与える低カロリーメニュー</p> <p>・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす)</p> <p>・休憩時間に個別に深呼吸の練習</p> <p>・相談支援事業と行動援護利用の調整(早急のサービス開始に向けて)</p> <p>・行動援護事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定)</p> <p>・1日に作業1種類、自立課題6種類を準備</p> <p>・1日単位の個別のスケジュールを当面固定</p> <p>・スケジュールの伝達方法を調整</p> <p>・スケジュールの提示場所は静養室</p> <p>・3つ程度の活動を写真・カードで提示</p> <p>・静養室の休憩時間の終わりはタイマー</p> <p>・スケジュール変更時に家庭に連絡</p> <p>・家庭での影響を確認</p> <p>・月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整)</p> <p>・曜日の固定</p> <p>・他の利用者との調整</p> <p>・宿泊時に必要なものを確認</p> <p>・夜間・早朝のスケジュール確認</p> <p>・最初の実施日</p>

## 支援計画シートの作成について

・支援計画シートは個別支援計画とは作成の目的や活用方法が異なるため、原則としてそれぞれ作成が必要です。

・支援計画シートの作成は有資格者(強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者等)である必要があるため、作成者を明記してください。

・参考様式にはありませんが、加算の算定要件をいつから満たしていたのかを明確にするため、支援計画シートの作成日の明記をお願いいたします。

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」  
(平成26年3月31日障害発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出)  
より「支援計画シート(例)」を引用

(参考2)

支援手順書 兼 記録用紙（例）

利用者名	高崎のぞむ	サービス提供日	2013年10月24日(木)		作成者名	青城あきら
事業所名①	生活介護事業所あじさい	サービス名	生活介護	時間	9:30~15:00	提供者名
事業所名②		サービス名		時間		提供者名
事業所名③		サービス名		時間		提供者名

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
9:30~10:00	来所	【スケジュール1：朝の準備】 静養室（スケジュール）→静養室（着替え）→静養室（休憩）→アラーム（9:50）→作業室		
10:00~10:45	班別活動	【スケジュール2：DVD組み立て×2回】 作業室（作業15分）→静養室（休憩10分）→アラーム→トイレ→静養室（スケジュール）→作業室（作業15分）		
10:45~11:00	お茶休憩	【スケジュール3：お茶休憩】 作業室→静養室（スケジュール）→手洗い→静養室（お茶休憩）→アラーム→作業室		
11:00~11:45	班別活動	【スケジュール4：DVD組み立て×2回】 作業室（作業15分）→静養室（休憩10分）→アラーム→トイレ→静養室（スケジュール）→作業室（作業15分）→静養室		
11:45~12:45	昼食 昼休み	【スケジュール5：昼食】 静養室（スケジュール）→手洗い→静養室（スケジュール）→食堂（昼食）→静養室（休憩）		
12:45~13:30	散歩	【スケジュール6：散歩】 アラーム（12:45）→トイレ→静養室（スケジュール）→玄関（靴の履き替え）→公園→玄関（靴の履き替え）→静養室（スケジュール）→手洗い→静養室（休憩）		
13:30~14:35	自立課題	【スケジュール7：自立課題×2回】 アラーム（13:30）→作業室（自立課題15分）→静養室（休憩15分）→アラーム→作業室（自立課題15分）→静養室（休憩20分）		
14:35~15:00	帰宅	【スケジュール8：帰宅】 アラーム（14:35）→トイレ→静養室（スケジュール）→静養室（着替え）→玄関（靴の履き替え）→送迎		

【連絡事項】

- 活動の切り替えは静養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 静養室での休憩の終わりはアラームで知らせます。
- ロッカーや静養室に移動しました。着替えは静養室で行ってください。
- 熊谷さんと動線が重ならないよう注意してください（特に朝、休憩時間）
- 自立課題終了後、帰宅の準備をするまでに20分間の休憩があります。

【問い合わせ事項】

支援手順書兼記録用紙の作成について  
※実地指導ではこの用紙の作成がなく改善を求めることが多いです。

・「サービス手順」の内容は、支援計画シートの内容を反映し、支援計画シートを作成することができる有資格者があらかじめ定め記入しておいてください。

・「チェック・様子」の内容は、実際にサービス提供をした支援者（有資格者）がサービス手順どおりに支援できたのかどうかなどを記入し、サービスの提供の記録とは別に、サービスの提供ごとに作成する必要があります。

・支援内容や利用者の反応等は具体的に記録に残し、定期的に再アセスメントする必要があります。

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」  
(平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出)  
より「支援手順書兼記録用紙（例）」を引用

## 4. 実地指導における主な指導項目

令和4年度の実地指導における主な指導項目です。

項目によっては全サービスに該当しないものもありますが、  
提供するサービスの基準をよく理解し、適切な事業所運営を行ってください。

## 人員基準

### ○資格や実務経験を証明する書類の控えが事業所に無い。

→退職した職員の資格証などを破棄していて資格要件が確認出来ないケースがあった。  
※書類の保存年限は5年です。

### ○勤務実績を証明する書類が無い。

→出勤簿やタイムカードで出退勤が管理されておらず、シフト表など勤務予定しか分からぬケースがあった。

### ○人員配置基準を満たしていない。

→各サービスで定められている必要な人員数を満たしていないケースがあった。

## 運営基準

### ○個別支援計画の作成について必要な手順通りに作成されていない。

- ・個別支援計画の説明日・交付日が明記されていないケースがあった。
  - ・作成者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等）が分からぬケースがあった。
  - ・アセスメントやモニタリングにあたっての面接記録が無いケースがあった。
  - ・個別支援計画を変更する際にモニタリングを実施していることが分からぬケースがあった。

### ○非常災害対策計画が作成されていない。

- 作成されている場合でも、必要な項目（次ページ参照）が不足しているケースがあった。

### ○利用者負担額の受領について請求できない費用を請求している。

- 運営規程に定められている項目以外の費用や、運営規程に定められている金額と異なる金額を利用者から徴収しているケースがあった。

### ○サービスの提供の記録について利用者から確認を受けていない。

- サービスの提供の記録に利用者からの確認を受けたことが、印鑑やサイン等で確認できないケースがあった。

※サービス提供実績記録票にも確認を受けたことが確認できるようにしてください。

# 【参考】非常災害対策計画に必要な項目

## 具体的な項目例

1. 障害者支援施設等の立地条件（地形等）
2. 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
3. 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
4. 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
5. 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
6. 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
7. 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒步等）等）
8. 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
9. 関係機関との連携体制

等

事業所ごとに具体的で実効性のある計画を作っていただくことが重要です。

## 報酬基準

### ○加算算定の根拠となる書類が作成されていない。

- ・欠席時対応加算について、利用者への相談援助の記録が無く、欠席の連絡日等が不明なケースがあった。
- ・送迎加算について、送迎記録など送迎の実施についての記録が無く、実施内容が不明なケースがあった。

### ○処遇改善加算について、従業者に処遇改善計画を周知していない。

- 「障害福祉サービス等処遇改善計画書」の内容を、対象の従業者に周知していることが分からないケースがあった。